



1～2月の経済回復は継続、コロナワクチンの普及が 追い風に ～3月のニュースレビュー～

リサーチ&アドバイザー部
中国調査室

注目された経済ニュース(3月)	2
【マクロ経済】.....	2
1～2月の経済回復は継続、コロナワクチンの普及が追い風に	2
「十三・五」期間の中央企業資産、年平均7.7%増.....	2
越境 EC 小売輸入の優遇措置、全自貿区などへ拡大	2
1～2月中国の輸出入は顕著に増加、電気機器と労働集約型製品の輸出が堅調	3
中国は署名国で最初に RCEP に関する国内手続きを正式に完了	3
【産業・企業】.....	3
インターネット取引監督管理弁法を公布	3
中国の 2020 年のマクロ税負担は、5 年連続で低下、技術革新と環境保護が主な減税対象	4
国家電網、炭素中立の行動計画を公布	4
「十四・五」期間の内需拡大の構図：自動車・家電消費、新型インフラが注目	4
【金融】.....	5
2020 年の新規製造業貸出、過去 5 年間の総額を超過.....	5
PBOC、グリーンファイナンスを今年と「十四・五」期間の重点取り組みに	5
プロフェッショナル解説(税務会計)PwC 日本企業部統括代表パートナー/高橋忠利	6
増値税専用発票電子化へ向けての最新情報アップデート	6
三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2021年3月)	9

注目された経済ニュース(3月)

【マクロ経済】

1~2月の経済回復は継続、コロナワクチンの普及が追い風に

中国では、全国民への新型コロナウイルスワクチンの無償接種を開始して以来、投与数は3月26日時点で延べ7,500万回に上った。また、春節期間中に感染拡大を防止する「就地過年(仕事先で新年を過ごそう)」とのスローガンにより、同期間中の不要不急な外出や移動を自粛する動きが功を奏した。1~2月の中国経済は回復が続いている。国家統計局は新型コロナウイルスの要因を除くために、今回の発表において、2020年との同期比のほか、新たに2019年との前年同期比を発表した。工業生産高は前年同月比+35.1%であり、2019年1~2月と比べて+16.9%となり、加速が明確になっている。業種別工業生産高の実数データと2019年との同期比は未発表だが、前年同期比では何れも2桁の成長となり、中でも自動車製造業(同+70.9%)、電気機械製造業(同+69.4%)が高い。

社会消費小売総額について、前年同期比+33.8%、2019年同期比+6.4%となった。種目別では、宝飾品(同+98.7%)、自動車類(同+77.6%)、外食(同+68.9%)が消費全体を支えている。実物商品の電子商取引は引き続き消費全体を牽引しており、同+30.6%だった。

固定資産投資(農家を含まない)は前年同期比35%であり、2019年1~2月より3.5%増加した。項目別では、不動産投資は同38.3%、2019年同期比+15.7%と、引き続き投資全体を牽引しており、インフラ投資と製造業設備投資はそれぞれ同36.6%、同37.3%となっている。製造業のうち、とりわけ医薬製造業(同+64%)、化学原料・化学製品製造業(同+63.2%)、並びに専用設備製造業(同+60.2%)が全体を牽引している。

輸出入については、税関当局が発表した1~2月の貿易統計によると、輸出は4,688億7,000万ドルと、前年同期比+60.6%となり、輸入は3,656億2,000万ドルと同+22.2%となった。昨年同期間においては、新型コロナウイルスの感染拡大により主要国向け輸出は大幅に減少したが、今回はその反動が出現したと共に、欧米諸国の生産や消費の回復も中国との貿易を促進する要因とみられる。

「十三・五」期間の中央企業資産、年平均7.7%増

国務院国有資産管理委員会が発表したデータによると、第13次5カ年計画期間(2016~2020年)、中央企業の資産総額は50億元、60億元の大台を次々と突破し、2020年末時点は69兆1,000億元で、年平均伸び率は7.7%となった。中央企業の利益総額、純利益の年平均伸び率はそれぞれ8.8%、9.3%と、同期間のGDP成長率を上回った。労働生産率の年平均伸び率は7.8%となり、営業収入利益率が1.7ポイント上昇し、資産負債率が2.2ポイント低下した。

また、国家地域発展戦略に関連する中央企業投資は累計17兆9,000億元と、第12次5カ年計画期間より36.4%増加。研究開発(R&A)費の対GDP比は2015年の2.16%から2020年の2.55%に上昇、R&A費は累計3兆4,000億元に達した。なお、第13次5カ年計画期間、12組24社の中央企業再編が完了し、中央企業数は106社から97社に減少した。

越境EC小売輸入の優遇措置、全自貿区などへ拡大

商務部、発展改革委、財政部、税関総署、税務総局、市場監督管理総局は22日、通達を発表し、クロスボーダー電子商取引(越境EC)小売輸入の試行範囲を全ての自由貿易試験区(自貿区)、越境EC総合試験区、総合保税区、輸入貿易促進創新示範区、保税物流中心(B型)の所在都市または区域へ拡大することを明らかにした。2018年11月、北京など37都市で越境EC小売輸入試行政策が実施され、2020年、86都市

および海南省全島まで拡大した。対象地域では、越境ECでの輸入品を個人が使用する物品と見なして低税率を適用し、輸入許可の手続きを免除するといった優遇措置を実施している。試行範囲の拡大により、コロナによる貿易企業の影響を緩和し、オンライン方式で伝統的貿易企業の受注を増やす狙いがある。

商務部と税関総署のデータによると、現時点で中国の自貿区は21カ所で、東中西部と東北地域をカバー。越境EC総合試験区は105カ所で30省・自治区・直轄市に分布し、総合保税区は150カ所で31省・自治区・直轄市をカバーしている。2020年の越境EC輸出入額は前年比31.1%増の1兆6,900億元となり、中国の輸出入総額の3割以上を占めている。うち、輸出は同40.1%増の1兆1,200億元、輸入は同16.5%増の5,700億元となった。

1～2月中国の輸出入は顕著に増加、電気機器と労働集約型製品の輸出が堅調

税関総署によると、1～2月、中国の輸出入総額は5兆4,400億元で、前年同期比32.2%増加した。そのうち、輸出は50.1%増の3兆600億元、輸入は14.5%増の2兆3,800億元となった。貿易相手国・地域別で見ると、ASEAN、EU、米国、日本との貿易額は前年同期比でそれぞれ32.9%、39.8%、69.6%、27.4%増加した。ドル建てで見ると、1～2月の輸出入総額は同41.2%増の8,345億米ドルで、そのうち、輸出額は同60.6%増の4,589億米ドル、輸入は22.2%増の3,656億米ドルとなった。

輸出品のうち、電気機器製品は54.1%増加の1兆8,500億元であり、輸出総額の60.3%を占めている。中でも、データ処理設備及び部品の輸出額は68.5%増の2,340億元であり、携帯電話の輸出額は49.2%増の1,495億元、自動車(シャシを含む)の輸出額は93.4%増の272億元となった。労働集約型製品の輸出も好調であり、前年同期比49.2%増の5,718億元に達し、輸出全体の18.7%を占めた。服装、紡績品(マスクを含む)、プラスチック製品の輸出額の増加率はそれぞれ40%、50.2%、70.5%に達した。

中国は署名国で最初に RCEP に関する国内手続きを正式に完了

3月8日、中国商務部は記者会見で、中国はRCEP承認の国内手続きが正式に完了したと発表した。RCEPの条項によると、署名国のうち、ASEAN10か国のうち6か国、そして非ASEAN6か国うちの3か国が承認済みとなった時点で、RCEPは正式に発効するとされている。中国に続き、タイもすでに国内手続きが完了したという。順調であれば、2022年1月1日にRCEPは正式に発効すると期待されている。

中国側はRCEPに対する取り組みを積極的に行うのと同時に、中欧投資協定(CAI)と日中韓自由貿易協定(日中韓FTA)の推進を加速すると発表した。また、CPTPPへの参入においても積極的に取り組んでおり、国際貿易と投資パートナーシップネットワークの構築に注力している。但し、3月下旬に、EU、英国、カナダ及び米国による対中国個人・事業体の制裁措置に対し、中国は対抗措置を打ち出したことで、EUは中国への抗議としてCAIの承認に向けた審議を先送りした。国際情勢が複雑化している中、中国が国際貿易協力関係の構築における不確定要素が増えている。

【産業・企業】

インターネット取引監督管理弁法を公布

中国国家市場監督管理総局(市場監督総局)は3月15日、インターネット上での各種取引について管理を強化する「インターネット取引監督管理弁法」を公布し、5月1日より施行する。2019年に施行された「電子商務法」を補完するもので、取引行為の規範化、プラットフォーム責任の徹底、消費者権益の保護に関する具体的なルールを定めた。拡大しているソーシャルメディアやライブ配信型ネット通販「ライブコマース」を通じて商品やサービスを販売する新しい業態やモデルを対象にしている。

管理弁法では、電子商務法で事業主体としての登記が免除されている市民サービスの定義を明示。つまり、

個人がネットを通じて提供する清掃、洗濯、裁縫、理髪、引っ越し、カギの交換、下水管修理、家電・家具修理などの「便民労務」、または年間取引額が10万元以下の「小額零細」活動は、事業登記は不要とした。

また、個人情報保護について、ネット取引経営者による消費者個人情報収集・使用の目的、方法、範囲の明示、消費者同意の取得、同意せずに第三者への提供禁止なども定めている。

中国の2020年のマクロ税負担は5年連続で低下、技術革新と環境保護が主な減税対象

中国税務総局の統計によると、「十三・五」期間(2016年～2020年)に、減税・コスト削減の金額規模は7兆6,000億元を超えた。一般公共予算収入のうち、税収収入がGDPに対する比率をマクロ税負担とする場合、2016年～2020年までに、中国の税負担は17.47%、17.35%、17.01%、16.02%、15.2%となっており、「十二・五」時期の最終年度の2015年の18.13%から5年連続低下した。

「十三・五」時期の主要な減税対象は科学技術とイノベーションであり、5年間で2兆5,400億元の減税規模を実現した。そのうち、製造業、情報伝達と情報技術サービス業、科学研究・技術サービス業といった3大産業に対する減税額は全体の9割近くを占めている。

また、政府は企業の省エネ・環境保護における技術改造と設備更新に対して減税を行ってきた。省エネと環境保護を目的とした減税金額は2015年の23億3,000万元から2019年の33億5,000万元まで増加し、2020年の同金額規模は35億元まで増加する見込み。

国家電網、炭素中立の行動計画を公布

中国送電最大手の国家電網は3月1日、自社の「カーボンニュートラル(炭素中立)」行動計画を打ち出し、電網建設、協調配置と取引メカニズム、省エネ・効率向上、排出削減、技術革新、国際協力など6方面18項目の措置を公布した。中国は2030年までに二酸化炭素(CO₂)排出量をピークアウトさせ、2060年までに排出を実質ゼロにすることを目指しており、これを受け、国家電力投資、中国石油化工、中国海洋石油、中国大唐などエネルギー関連中央企業はカーボンニュートラル計画を進めている。

計画によると、国家電網はスマートグリッドの構築を加速し、地域を跨ぐクリーンエネルギーの送電を増やし、エネルギーインターネットへのグレードアップを加速させる。2025年までに超高压直流送電網を7つ建設し、送電容量を新たに5,600万キロワット(kW)増やす計画となっている。同社が経営する地域を跨ぐ送電容量は3億kWに達し、クリーンエネルギー送電は50%を占める見通し。2030年までに、同社の経営地域内での風力、太陽光発電の設備容量は10億kW以上、水力発電は2億8,000万kW、原子力発電は8,000万kW、分散式太陽光発電は1億8,000kWに達するとみている。

「十四・五」期間の内需拡大の構図：自動車・家電消費、新型インフラが注目

国家発展委員会と商務部などの代表者は3月8日の記者会見で、新段階の消費促進と投資拡大という両面から路線図について解説した。

消費について、大口商品消費、サービス消費、健康消費、情報消費、インターネット消費とグリーン消費の促進が取り上げられている。伝統的消費の中で、家電製品・住宅用品・飲食・自動車が社会消費財小売総額の25%を占めている。自動車について、農村の自動車消費と借換えの促進、一部地域の新エネルギー車に対する購入制限の緩和等の措置が挙げられる。家電製品について、省エネとグリーン家電の買換も消費の拡大に繋がる。

投資について、交通・エネルギー・水利といった重要プロジェクト、情報インターネット関連等の新型インフラ施設、老朽住宅団地の新規改築(「両新一重」)を引き続き推進する。2021年の中央予算では、投資規模が6,100億元で、2020年より100億元増加した。それに加え、地方政府特別債券の発行枠を3兆6,500億元

に設定し、交通・エネルギー・農林水利・生態保護・社会事業・物流・市政と産業パーク等の収益性が見込まれるインフラ施設と公共サービスプロジェクトに活用するとした。また、2021 年には、『「十四・五」新型インフラ施設建設計画』が公開され、デジタルエコノミー、5G の応用、産業用インターネットとデータセンターの建設などが盛り込まれる予定。

【金融】

2020 年の新規製造業貸出、過去 5 年間の総額を超過

中国銀行保険監督管理委員会(銀保監会)が 3 月 2 日発表した統計によると、2020 年末時点で人民元貸出は年初より 19 兆 6,000 億元増加、累計 6 兆 6,000 億元の融資に対して元利返済の猶予を実施、5 省・市で緊急融資 242.7 億元を実行、通年で実体経済への還元総額は 1 兆 5,000 億元となった。2020 年、新規製造業貸出は 2 兆 2,000 億元と過去 5 年間の合計を超えた。新規民間企業貸出は 5 兆 7,000 億元で、昨年より 1 兆 5,000 億元増加。2020 年末時点で主要銀行 21 行のグリーン貸出残高は 11 兆 5,000 億元となった。

2017~2020 年に処理された不良債権は 8 兆 8,000 億元で、過去 12 年間の総額を上回った。2020 年は 3 兆 200 億元の不良債権が処理された。また、2020 年、銀行機関と保険機関の情報技術関連資金投入はそれぞれ前年比 20%増の 2,078 億元、27%増の 351 億元となり、大手銀行 5 行はフィンテック専門会社を設立した。2020 年末時点、全国の包摂型小型零細企業向け貸出残高は 15 兆 3,000 億元で、伸び率が 30%を超え、うち大手 5 行は 54.8%伸びた。

今年の金融支援分野として郭樹清主席は、科学技術の自立自強、先端製造、民間企業、小型零細企業、鄉村振興、グリーン発展などを挙げた。

PBOC、グリーンファイナンスを今年と「十四・五」期間の重点取り組みに

中国人民銀行(PBOC)の易綱総裁は中国発展ハイレベルフォーラムで、グリーンファイナンスを今年と「十四・五」期間の重点的な取り組みとすると発表した。具体的には、①グリーンファイナンス関連基準を完備する、②グリーンファイナンス関連の情報開示を制度化し、段階的に強制的情報開示制度を立ち上げていく、③温室ガス排出を重要な政策要因として今後の金融政策に取り組み、外貨準備によるグリーン債への投資を増加する、④市中銀行をはじめとする金融系会社へインセンティブを与え、積極的にカーボンニュートラル債や CO2 排出量の計測分野に参入する、⑤国際協力を深め、イタリア、米国およびそのほか G20 参加国とグリーンファイナンスに関する協力を推進する、と強調した。易氏はまた、気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク(NGFS)を始めとする国際的金融監督管理の枠組みを活用するとした。

プロフェッショナル解説(税務会計) PwC 日本企業部統括 代表パートナー/高橋忠利

増値税専用発票電子化へ向けての最新情報アップデート

◆【要旨】

2020年4月、一定の地域(北京、上海、重慶等)から増値税専用発票の電子化についてのパイロットテストが始まった。国弁発【2020】24号によると、納税に関するサービスを引き続き改善し、2020年末までに増値税専用発票の電子化を基本的に実現するとしていたが、今現在、完全導入は実現できていない。

今回は多くの企業に影響を与えると考えられる増値税専用発票の電子化についての最新情報アップデートとして情報共有をするとともに、専用発票の電子化について、頻繁に寄せられる質問や考えられる今後のチャンスや課題について以下の通り解説する。

◆ 専用発票電子化の最新法規の要点

まずは、専用発票電子化に関する最新法規である国家税務総局公告【2020】22号について、その要点をまとめた。専用発票電子化に関する法規は引き続き更新されていくことが予想されるため、税務当局や専門家の助けを借りながら、常に最新情報を入手することが重要である。

要点	内容
紙媒体発票との並行措置	納税者は電子専用発票または紙媒体発票を選択することができる。発票受領者が紙媒体専用発票を請求した場合、発票発行者である販売者は紙媒体発票を発行しなければならない。電子専用発票の電子署名は発票専用印の役割を代替し、その法的効力、基本用途及び使用規定は紙媒体発票と同様である。税務機関は電子・紙媒体専用発票の合計枚数に応じて、増値税専用発票の受領申請枚数を承認する。発票発行時の最高限度額は、電子専用発票と紙媒体専用発票で同一とされている。
発票発行方式	税務機関は新規納税者に税務USBキーを無償支給し、増値税電子発票公共サービスプラットフォームを通して、納税者に無料で電子専用発票発行サービスを提供する。
赤字専用発票	納税者は電子版の赤字専用発票を発行する際、未認証の発票については当初発行した専用発票の回収は不要となる。認証済みの発票については、発票受領者がオンラインで相殺申請を行うこととなる。

◆ 増値税電子専用発票に関してよく見られる質問

増値税電子専用発票について、実務上においてはまだ不明確な部分が多い。前述の最新法規の状況も踏まえて、専用発票の電子化に関して数多く寄せられる質問と我々の考えについて共有したい。

Q1 増値税電子専用発票は様式上、増値税紙媒体専用発票と比べ主にどんなところが変わったのか？

増値税電子専用発票の発票様式はより簡潔化されており、従来の発票専用印の代替として電子署名を採用し、「物品または課税役務、サービス名称」欄の名称が「項目名称」へと簡潔化された。また、従来の「販売者:(印)」の欄が削除されており、増値税電子専用発票の発行はより簡便化されている。

Q2 増値税電子専用発票及び増値税紙媒体専用発票の法的効力に違いはあるのか？

増値税電子専用発票は国家税務局の各省、自治区、直轄市及び計画単列市税務局により監督が行われ、発票専用印の代替として電子署名が採用され、増値税専用発票に属する。その法的効力、基本用途、基本使用規定などは増値税紙媒体専用発票と同一とされている。

Q3 企業は受領した増値税電子専用発票を自ら印刷した場合、増値税電子専用発票の紙媒体印刷物に販売者の発票専用印がなくても、精算・記帳・アーカイブの証拠とすることができるのか？

増値税電子専用発票は発票専用印の代替として電子署名が採用されており、その法的効力、基本用途、基本使用規定などは増値税紙媒体専用発票と同一とされている。納税者が増値税電子専用発票の紙媒体印刷物を精算・記帳・アーカイブの証拠とする場合、販売者へ紙媒体印刷物への発票専用印の捺印を要求する必要はないものの、当該印刷物に対応する増値税電子専用発票も同時に保存しておかなければならない。

Q4 納税者は増値税電子専用発票の取得後、増値税仕入税額控除の申告、また輸出税還付、税還付代理の申請に用いる必要がある場合、どのように処理すればいいのか？

増値税紙媒体専用発票の処理方式と同様である。納税者は増値税電子専用発票の取得後、増値税仕入税額控除の申告または輸出税還付、税還付代理の申請に用いる必要がある場合、登録している現地の省(市)の増値税発票総合サービスプラットフォームで増値税紙媒体専用発票と同様に、目的などの項目を入力しなければならない。

Q5 増値税専用発票電子化について新規納税者は税務 USB キーの受領後、どのような種類の発票を発行できるのか？

新規納税者は税務 USB キーを受領し、対応する発票種類が承認された後、増値税紙媒体普通発票、増値税電子普通発票、増値税紙媒体専用発票、増値税電子専用発票、紙媒体機動車販売統一発票及び紙媒体中古車販売統一発票を発行できる。

Q6 増値税電子専用発票の最高発票発行限度額の調整処理期間はどのように規定されているのか？

「国家税務総局の税務行政許可事項処理手続きの更なる簡便化に関する公告」(国家税務総局公告 2019 年第 34 号)の規定によると、税務機関が納税者の増値税専用発票における(増値税税務管理システムでの)最高発票発行限度額の承認を処理し、申請受付後 10 営業日以内に行政許可決定を出す。10 営業日以内に処理が完了しない場合、税務機関責任者の承認を経た上で処理期間は 5 営業日延長される。

Q7 納税者はどのように赤字増値税電子専用発票を発行するのか？

納税者は電子専用発票の発行後に、販売した物品の返品、発票発行ミス、課税役務の中止、売上割引などの状況が発生した場合、赤字増値税電子専用発票を発行できる。赤字増値税紙媒体専用発票の発行プロセスと比較して、納税者は赤字増値税電子専用発票を発行する際、発行済みの青字増値税電子専用発票を回収する必要はなく、従来と比較して手軽に処理できるメリットがある。具体的な赤字増値税電子専用発票の発行プロセスは、主に以下の 3 ステップとなる。

ステップ 1 購入者または販売者である納税者による増値税発票管理システム(以下、「発票管理システム」)上での「赤字増値税専用発票発行情報表」(以下、「情報表」)の記入、発行:購入者が既に当該電子専用発票を控除申告に用いているかによって、「情報表」の発行方式は二種類に分かれる。一つ目は、購入者が「情報表」を発行する方式である。購入者が既に電子専用発票を控除申告に用いている場合、購入者が発票管理システム上で「情報表」を記入、発行、アップロードする。この場合、「情報表」には相互対応する青字増値税電子発票情報の記入は不要である。二つ目は、販売者が「情報表」を発行する方式である。購入者がまだ電子専用発票を控除申告に用いていない場合、販売者が発票管理システム上で「情報表」を記入、発行、アップロードする。この場合、「情報表」には相互対応する青字増値税電子発票情報を記入しなければならない。

ステップ 2 税務機関情報システムの自動検証: 税務機関がインターネットを通して納税者がアップロードした「情報表」を受領し、システムの自動検証を通過後、「赤字発票情報表番号」を持つ「情報表」が生成され、情報が納税者側のシステムに同期される。

ステップ 3 販売者である納税者の赤字増値税電子専用発票の発行: 販売者は発票管理システム上で検証を通過した「情報表」を照会次第、赤字増値税電子専用発票を発行できる。赤字増値税電子専用発票は「情報表」と逐一对応している必要がある。

❖ 今後のチャンスと課題

増値税専用発票の電子化は企業の今後の日常運営に対し、チャンスと課題を同時にもたらすものと考えている。財務のデジタル化を促し、企業の川上・川下のデータを繋いで財務会計部門の作業量を軽減させる一方、どれだけ早く専用発票電子化へ適応するかは、企業の財務プロセス及びハードウェアなどにとって一つの課題となる。

発票流通のサイクルを見ると、増値税専用発票の電子化には多くの部門が関わる可能性がある。特に営業及び購買部門に対する影響は大きいと考える。営業部門については、顧客などと発票発行について協議が必要となるほか、自社の出張、業務費用についても関連してくる可能性がある。購買部門については、専用発票の電子化によって、企業と川上サプライヤー間の仕入プロセスにおいて、プロセス最適化の余地が生じる可能性がある。

読者におかれては増値税専用発票の電子化について社内で早急に検討を行い、スムーズな電子化への移行と発票流通サイクルの最適化による費用削減について実現されることを望むものである。

(本レポートの内容は個人の見解に基づいており、MUFG バンク(中国)見解を示すものではありません。)

高橋 忠利 | Japanese Business Markets Leader | 日系企业事业开发部 (JBD)

PwC はロンドンを本拠地とし、世界 150 国以上に約 750 拠点を擁する世界最大級のプロフェッショナルサービスファームである。高橋忠利は PwC オーストラリア在任中、メルボルンおよびアデレード地区日本人責任者として日系および非日系企業へコンサルティング業務を提供した経験を有する。2009 年より PwC 中国上海オフィスに赴任し、華中地区の日本企業部統括代表パートナーに就任。その後 2011 年より、華中・華北地区の日本企業部統括代表パートナーに専任(現任)。中国に進出している日系企業に対し、会計、内部管理、税務実務を中心とした中国事業再構築にかかるアドバイスを提供。



三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2021年3月)

■ MUFG BK 中国月報 第181号(2021年3月)

改めて考える米中関係

<https://www.bk.mufig.jp/report/inschimonth/121030101.pdf>

国際業務部

■ ニュースフォーカス No.3 2021

「深圳経済特区グリーンファイナンス条例」正式施行

https://rmb.bk.mufig.jp/files/topics/1327_ext_02_0.pdf

アジア法人営業統括部 アドバイザリー室

本報告書は、情報提供のみを目的として、MUFG バンク(中国) 有限公司(以下「当行」)が作成したものであり、その使用又は配布が法律や法規への違反に該当するあらゆる管轄又は国における個人又は組織への使用又は配布を意図したものではありません。本報告書をお客様に公表する前に、当行及び/又は当行関係者/組織は、本報告書に含まれる情報を利用、又はそれに基づいて行動することができます。

本報告書に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品若しくは投資商品の購入若しくは売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。

本報告書は、情報提供のみを目的として作成されており、特定の受領者の具体的な需要、財務状況、又は投資目的への対応を意図するものではありません。

本報告書は、信頼しうるとみなされる情報源から入手した情報に基づいて作成したのですが、正確性を保証するものではなく、受領者自身の判断に代わるものとみなされるべきではありません。受領者においては、適切に、独立した専門的、法律、財務、税務、投資、又はその他のアドバイスを別途取得する必要があります。

本報告書は、アナリスト自身の見解に基づいているため、当行の公式な見解を示すものではありません。本報告書に含まれる全ての見解(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性は保証いたしかねます。本報告書は、不完全又は要約の場合もあり、本報告書に言及される組織に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連会社のいずれも、本報告書を更新する義務を負いません。

過去の実績は将来の業績を保証するものではありません。本報告書において言及されるいかなる商品の業績予測も、必ずしも将来実現する又は実現しうる業績を示すものではありません。

当行及び/又はその取締役、役員並びに従業員は、当該取引への関与に当たり、随時、本報告書に言及された関連証券又は関連金融商品において、利益を有すること及び/又は引受を承諾すること、及び/又は当該証券若しくは関連金融商品を保留若しくは保有することがあります。さらに、当行は、本報告書に言及されたいずれかの会社と関係を有する(例えば関連会社、戦略パートナー等)こと、若しくは有していたこと、又はコーポレート・ファイナンス若しくはその他のサービスを提供すること、若しくは提供していたことの可能性もあります。

本報告書に含まれる情報は当行が信頼しうると判断した情報源から入手したものでありますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をするものではなく、一切の責任又は義務を負いません。したがって、本報告書に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠するものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連会社並びに情報提供者は、本報告書の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的、間接的及び/又は結果的な損失若しくは損害について、いかなる責任も負いません。

当行は、本報告書の著作権を保有しており、当行の書面による同意なしに本報告書の一部又は全部を複製又は再配布することは禁止されています。当行(含む本店、支店)又は関連会社は、当該複製又は再配布によって生じる、いかなる第三者に対する責任も一切負いません。

MUFG バンク(中国) 有限公司 リサーチ&アドバイザリー部 中国調査室
北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大廈4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214